

発行者情報

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2025年7月3日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社リアルクオリティ (REAL Quality Co., Ltd.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役CEO 小林 豪 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区神宮前6丁目34-23 OP. St. M・1D |
| 【電話番号】 | 03-6712-6474 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員CAO 小口 拓朗 |
| 【担当J-Adviserの名称】 | フィリップ証券株式会社 |
| 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役 永堀 真 |
| 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋兜町4番2号 |
| 【担当J-Adviserの財務状況が公表される https://www.phillip.co.jp/ ウェブサイトのアドレス】 | |
| 【電話番号】 | 03-3666-2321 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 当社は、当社普通株式を2025年8月6日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社リアルクオリティ https://www.realq.co.jp/ |
| | 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | 第17期 | 第18期 | 第19期 |
|-----------------------------------|----------|---------------|------------|
| 決算年月 | 2023年3月 | 2023年12月 | 2024年12月 |
| 売上高 (千円) | — | 743,683 | 1,048,158 |
| 経常利益 (千円) | — | 28,111 | 93,954 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | — | 78,437 | 72,130 |
| 包括利益 (千円) | — | 78,293 | 72,130 |
| 純資産額 (千円) | — | 277,036 | 349,370 |
| 総資産額 (千円) | — | 985,993 | 913,988 |
| 1株当たり純資産額 (円) | — | 276.29 | 349.37 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | 12,000 (—) | 15 (—) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | — | 78.44 | 72.13 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | — | 28.0 | 38.2 |
| 自己資本利益率 (%) | — | 33.7 | 23.1 |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | 15.3 | 20.8 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | 49,225 | 33,842 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | 56,646 | △99,384 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | △55,922 | △27,339 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | — | 251,349 | 158,468 |
| 従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名) | — 〔—〕 | 38 〔9〕 | 41 〔17〕 |

(注) 1. 第17期は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

2. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を[]外数で記載しております。
 5. 第19期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスにより監査を受けておりますが、第18期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
 6. 2024年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いましたが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 7. 2023年10月2日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しております。
- 従って、第18期は2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月間となっております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 2006年6月 | 東京都港区に株式会社リアルクオリティを設立。主に旅館・ホテルに関する経営指導等の「コンサルティング業務」と事業調査やマーケットレポート等の提供を行う「調査業務」を行うコンサルティングサービスの提供を開始（現 再生アドバイザリー事業） |
| 2014年3月 | 神奈川県足柄下郡に旅館の経営を主な事業目的とする株式会社クラウド（現 株式会社RQリープリゾート）（現 連結子会社）を設立。旅館運営事業を開始 |
| 2018年2月 | 神奈川県足柄下郡に旅館の経営を主な事業目的とする株式会社RQ芦ノ湖リゾートを設立。 |
| 2018年6月 | 東京都渋谷区に本店を移転 |
| 2019年5月 | 山梨県笛吹市に旅館の経営を主な事業目的とする株式会社RQ石和リゾート（現 連結子会社）を設立 |
| 2023年6月 | 株式会社リアルクオリティが無限責任組合員となるRQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合を設立。ファンド運営サービスを開始（現 再生アドバイザリー事業） |
| 2024年5月 | 東京都渋谷区内にて本店を移転 |
| 2024年10月 | 株式会社RQ芦ノ湖リゾートの全株式を売却 |

3 【事業の内容】

(ミッション)

当社グループのミッションは、当社グループが実施する事業により、旅館・ホテルの再生の実現を行い、その過程で当社グループが実施する事業で関わったすべての会社に、最高の品質を届け最高の笑顔であふれさせ、旅館・ホテル関連業界の発展ひいては豊かな社会の実現を果たすことあります。

当該ミッションを達成し、ビジョンを実現するために、当社グループは旅館ホテル再生事業において種々のサービス展開を行っております。具体的には、株式会社リアルクオリティにおいては主に旅館・ホテルに関する経営指導等の「コンサルティング業務」と事業調査やマーケットレポート等の提供を行う「調査業務」を行うコンサルティングサービスを提供しております。また、無限責任組合員としてファンド運営を通じて管理報酬を受領するファンド運営サービスを提供しております（再生アドバイザリー事業）。また、連結子会社である株式会社RQリープリゾート及び株式会社RQ石和リゾートにおいては、旅館経営を行う旅館運営事業を行っております。

(事業概要)

当社グループは、株式会社リアルクオリティ、連結子会社（株式会社RQリープリゾート及び株式会社RQ石和リゾート）の計3社で構成されています。報告セグメントは「旅館ホテル再生事業」のみですが、本事業はサービス内容により、大きく「再生アドバイザリー事業」と「旅館運営事業」に分かれます。それについて次のとおり、説明いたします。

1. 再生アドバイザリー事業（売上高割合約21%（2024年12月末日時点））

再生アドバイザリー事業は、株式会社リアルクオリティにおいて行うものであり、主に旅館・ホテルの再生のためのコンサルティングサービスの提供及びファンド運営サービスの提供を行っております。

コンサルティングサービスの受注は全国に及び、これまで神奈川（湯河原・箱根）、岐阜、山梨（石和）、徳島、高知、長崎等多くの都道府県において旅館・ホテルの業績改善、再生の達成に寄与して参りました。また、コンサルティングの一環として、マーケットレポートの作成・提供、事業デューデリジェンス業務の提供を行っており、これらは多くの金融機関・事業会社等にもご利用いただいております。コンサルティング業務、調査業務は開業以来実施しており、その実績累計件数は1,000件を超えております。引き続き培った実績、ノウハウを活かし再生支援に取り組んでまいりたいと考えております。

ファンド運営サービスは、株式会社リアルクオリティにおいて行うものであり、株式会社リアルクオリティが無限責任組合員となるRQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合を設立しております。当再生ファンドは、中小企業基盤整備機構（以下中小機構）、地域金融機関、民間事業会社が共同出資するファンドで、宿泊業の支援に特化した再生ファンドとして中小機構が初めて出資したファンドになります。ファンドの運用総額は2024年においても、順調に拡大しております。引き続き旅館の経営実績、再生コンサルティングのノウハウを活かしファンド運営を行いたいと考えております。

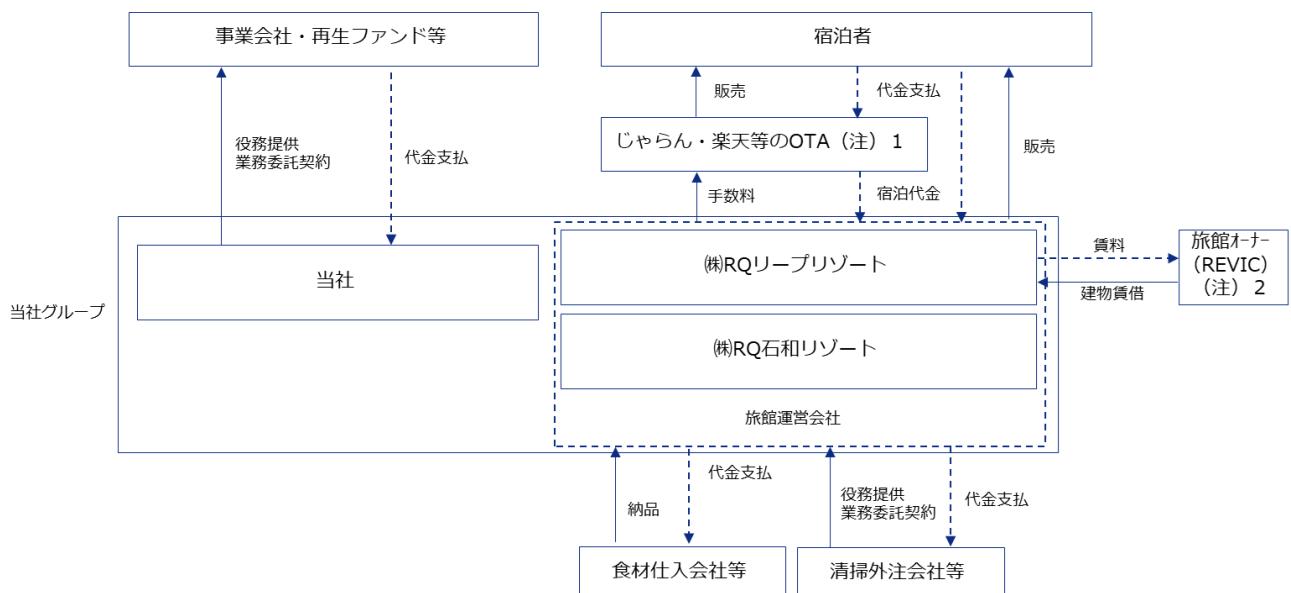
2. 旅館運営事業（売上高割合約79%（2024年12月末日時点））

旅館運営事業は、連結子会社である株式会社RQリープリゾート及び株式会社RQ石和リゾートにおいて行うものであり、土地建物といった不動産を所有し旅館経営を行う場合と不動産等を賃借して旅館経営を実施する場合があります。株式会社RQリープリゾートにおいて白雲荘、夢十夜、sen湯河原（それぞれ神奈川県足柄下郡）の3施設の運営を行っております。また、株式会社RQ石和リゾートにおいて花水晶（山梨県笛吹市）の運営を行っております。



[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



- (注) 1 OTAはOnline Travel Agentの略称であり、インターネット上で取引を行う旅行会社を指しております。
- (注) 2 REVICはRegional Economy Vitalization Corporation of Japanの略称であり、株式会社地域経済活性化支援機構を指しております。

4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の所有 (又は被所有)割 合(%) | 関係内容 |
|---|------------------|-------------|--------------|----------------------------|--------------------|
| (連結子会社) 株式会社R Q リープリゾート (注) 2、5 | 神奈川県足柄下郡 湯河原町 | 10,000 | 旅館運営 事業 | 100.0 | 経営指導契約の締結 役員の兼任 |
| 株式会社R Q 石和リゾート (注) 2、5 | 山梨県笛吹市 | 5,000 | 旅館運営 事業 | 100.0 | 経営指導契約の締結 役員の兼任 |
| (持分法適用関連会社) R Q 旅館再生ファンド投資事 業有限責任組合 (注) 4 | 東京都渋谷区 | 4,165,000 | 投資事業 | 1.2 | 当社が無限責任組合員 |

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社であります。
3. 連結子会社であった株式会社R Q 芦ノ湖リゾートは、当連結会計年度に全株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。
4. 議決権の所有（又は被所有）割合の箇所に記載の割合は、当社の出資比率であります。出資比率は1.2%ですが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としております。
5. 株式会社R Q リープリゾート及び株式会社R Q 石和リゾートについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社R Q リープリゾート

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 647,887千円 |
| | (2) 経常利益 | 23,349千円 |
| | (3) 当期純利益 | 18,513千円 |
| | (4) 純資産額 | 79,573千円 |
| | (5) 総資産額 | 412,720千円 |

株式会社R Q 石和リゾート

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 180,386千円 |
| | (2) 経常利益 | 15,789千円 |
| | (3) 当期純利益 | 11,483千円 |
| | (4) 純資産額 | 31,156千円 |
| | (5) 総資産額 | 193,048千円 |

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|-----------|---------|
| 旅館ホテル再生事業 | 35 [17] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 当社グループの事業は、旅館ホテル再生事業を事業内容とする単一セグメントであります。当社グループの従業員は全て旅館ホテル再生事業に属しております。

(2) 発行者の状況

2025年5月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 11 [1] | 37.8 | 1.4 | 5,723 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日）における我が国経済は、雇用、所得環境の改善を背景に、個人消費や企業業績の回復が期待された一方、エネルギー価格の高止まり等の物価情勢、また海外情勢の深刻化や海外経済の下振れリスクなど、引き続き多くの不確実性が残存していましたと考えております。

当社グループの属する旅館・ホテル関連業界においては、インバウンド需要やビジネス需要の拡大が見込まれる一方、外資系ホテルの進出や不安定な為替情勢を受けて、不透明な経済状況が続くと想定されます。

このような経営環境のもと、当社グループは、コロナ禍においてさらにノウハウを強化した宿泊施設の再生に関するコンサルティングサービス、旅館運営事業について堅調に拡大させ、また、旅館再生等の実績から得た信頼をもとに、当社が運営する旅館再生ファンドの運用資金の追加調達にも成功し、結果として、ファンド運営サービスの収益であるファンド管理報酬についても、順調に増大させて参りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高1,048,158千円（前年同期比40.9%増）、営業利益74,355千円（前年同期比417.9%増）、経常利益93,954千円（前年同期比234.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益72,130千円（前年同期比8.0%減）となりました。

なお、当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高158,468千円（前年同期比92,881千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は33,842千円となりました（前年同期は営業活動により増加した資金49,225千円）。これは主に売上債権の増加額65,600千円及び法人税等の支払額43,322千円等による減少があった一方、税金等調整前当期純利益97,807千円の計上及び減価償却費24,743千円の計上等による増加があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は99,384千円となりました（前年同期は投資活動により増加した資金56,646千円）。これは主に貸付金の回収による収入45,000千円があった一方、有形固定資産の取得による支出44,726千円及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出60,390千

円等の減少があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は27,339千円となりました（前年同期は財務活動により減少した資金55,922千円）。これは主に長期借入れによる収入32,400千円があった一方、長期借入金の返済による支出42,742千円及び配当金の支払額12,000千円等による減少があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておらず、また、受注から売上計上までの期間も比較的短期であることから、記載しておりません。

(3) 販売実績

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。当連結会計年度の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

| サービス区分 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|-------------|-----------|----------|
| 再生アドバイザリー事業 | 222,660 | 264.2 |
| 旅館運営事業 | 825,497 | 125.2 |
| 合計 | 1,048,158 | 140.9 |

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合を示すと、次のとおりです。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | |
|----------------------|---|-------|---|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| RQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合 | 28,154 | 3.8 | 147,097 | 14.0 |

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。当社事業に関連した課題は下記のとおりであります。

（1）人材の確保・活用

当社グループが属する旅館・ホテル関連業界においては、コロナ禍から、インバウンドの宿泊需要の回復及び国内居住者の国内旅行需要の回復等により、宿泊需要自体が一定程度回復しているものの、一方で、当業界から離れた労働力の回帰が遅れしており、人手不足の問題が業界全体に存在していると認識しております。当社グループでは、宿泊施設の運営改善を通じた職場環境の整備等を進め、優秀なスタッフを十分に確保し旅館運営事業を健全に拡大できるよう、努めております。

（2）収益の季節的変動

当社グループが行う旅館運営事業については、その事業性質上オンシーズン・オフシーズン（繁忙期・閑散期）が存在することから、収益について季節的変動があります。リピーター対策等の繁忙差を減らす施策に継続的に取り組み、安定的な収益獲得に努めて参ります。

（3）旅館・ホテル関連業界の後継者問題への対処

当社グループが行う再生に関するコンサルティングサービス、ファンド運営サービスにおいて特に当社グループと関係がある旅館再生の分野に目を向けると、運営赤字の施設の引継ぎを嫌った後継者不在問題等も根強く残っています。対象施設の財務改善等を進めることにより旅館運営の立て直しを適切に図ることで、これに対処し、結果として、当社グループのコンサルティングサービス・ファンド運営サービス（再生アドバイザリー事業）も継続的に拡大していくことが出来るものと考えております。

（4）コンプライアンスの強化

当社グループの属する旅館・ホテル関連業界は、旅館業法、食品衛生法等の業法等の法的規制を受けております。また、企業の社会的責任も増大しており、企業は自身の責任と判断でそのリスクを管理し、収益を上げていくことが必要であります。法的規制や企業の社会的責任を正確に把握し、業務を適正に遂行出来る内部統制システムの構築を進めるとともに、当該システムを適切に運用し企業倫理・コンプライアンスの徹底に向けた仕組みの構築に取り組んでまいります。

（5）内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社グループは、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組んでいく方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

① 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の事業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限に抑えるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的・人的被害により、当社グループの事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による、国内企業の従業員の国内出張の抑制、国内旅行の需要減少等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品の衛生管理について

当社グループは、飲食料の提供にあたり、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の徹底を掲げ、現場においても十分な従業員教育及び自発的な検査等により、万全の体制を取っておりますが、万一不測の事態により品質に欠陥が生じ、重大な消費者トラブル及びクレームが発生した場合、信用失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定人物への依存について

当社の代表取締役CEOである小林豪は、当社設立以来、事業推進において重要な役割を担って参りました。また、同氏は、旅館・ホテル関連業界及びその再生実務等において豊富な経験と知識を有しております。当社グループでは、人材の育成や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合、現状では、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 人材の確保及び育成について

当社グループは、持続的な成長のために継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社の競争力向上にあたっては、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材の確保が困難となった場合や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 固定資産の減損会計について

当社グループは、主に旅館運営に際し、事業遂行に必要な固定資産として不動産を所有しているケースがあります。旅館経営に関し、計画に照らして順調に進捗しない場合等には、当該不動産の減損が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法的規制について

当社グループで運営する旅館については、旅館業法、食品衛生法等の規制をそれぞれ受けております。当社グループではこれらの法的規制を遵守するように努めておりますが、将来、法令違反が発生した場合や、新たな法令の制定、適用基準の変更が行われた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの主要な業務に係る許認可等について、その有効期限が法令等により定められているもののうち、主なものは以下のとおりです。現時点において各種許認可等の取消事由や更新欠格事由は発生しておりませんが、今後何らかの事情により、取消の処分が発生した場合には、事業活動に大きく影響し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

| 許認可等の名称 当社グループの関連施設 | 許認可等の番号 | 有効期限 | 関係法令 | 許認可等の取消条項 |
|--|--------------------|----------------|-------|-----------------|
| 旅館業許可 (旅館・ホテル営業) 白雲荘 | 第040582号 | — | 旅館業法 | 同法第8条 |
| 旅館業許可 (旅館・ホテル営業) 夢十夜 | 第040998号 | — | 旅館業法 | 同法第8条 |
| 旅館業許可 (旅館・ホテル営業) sen湯河原 | 第041055号 | — | 旅館業法 | 同法第8条 |
| 旅館業許可 (旅館・ホテル営業) 花水晶 | 山梨県指令 峡東福第3638号 | — | 旅館業法 | 同法第8条 |
| 飲食店営業許可 (飲食店営業、旅館の経営を兼ねる飲食店営業) 白雲荘 | 第2019-001-0610号 | 2026年 4月17日 | 食品衛生法 | 同法第60条、 第61条 |
| 飲食店営業許可 (飲食店営業、旅館の経営を兼ねる飲食店営業) 夢十夜 | 第2022-001-0080号 | 2029年 9月8日 | 食品衛生法 | 同法第60条、 第61条 |

| | | | | |
|---|--------------------|----------------|-------|-----------------|
| 飲食店営業許可 (飲食店営業、旅館の経営を兼ねる飲食店営業) sen湯河原 | 第2023-001-0017号 | 2029年 4月16日 | 食品衛生法 | 同法第60条、 第61条 |
| 飲食店営業許可 (飲食店営業) 花水晶 | 山梨県指令 峡東福第3639号 | 2026年 1月31日 | 食品衛生法 | 同法第60条、 第61条 |

⑦ 個人情報保護について

当社グループで運営する旅館については、特に多くの個人情報を取り扱います。「個人情報保護安全対策及び情報セキュリティ規程」及び「個人情報取扱規程」等の社内規程を定めて情報の取り扱いには十分に注意を払っておりますが、万が一、個人情報の漏洩が発生した場合には、社会的な信用や業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 訴訟について

当社グループでは、本発行者情報公表日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループの事業活動に関連して、サービスの品質等の不備、労務問題等に関し、訴訟賠償請求等の訴訟を提起される可能性があり、その動向によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ J-Adviserとの契約に関するリスクについて

当社グループは、株東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となつた事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがつて成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至つた場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至つた場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に

該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑯株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適當と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は312,086千円で、前連結会計年度末に比べ78,585千円減少しております。売掛金の増加56,839千円があった一方、現金及び預金の減少92,881千円及び短期貸付金の減少45,000千円があったことが主な減少要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は601,902千円で、前連結会計年度末に比べ6,581千円増加しております。子会社の連結除外に伴い土地の減少22,853千円があった一方、建物及び構築物（純額）の増加15,968千円及びソフトウェア仮勘定の増加16,445千円があったこと等が主な増加要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は172,962千円で、前連結会計年度末に比べ11,097千円減少しております。未払法人税等の減少17,751千円があったことが主な減少要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は391,655千円で、前連結会計年度末に比べ133,240千円減少しております。長期借入金の減少130,094千円があったことが主な減少要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は349,370千円で、前連結会計年度末に比べ72,334千円増加しております。利益剰余金の増加75,834千円があったことが主な増加要因であります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2025年8月6日）から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資は44,726千円で、その主な内容は、子会社の運営旅館である白雲荘（神奈川県足柄下郡湯河原町）の改修工事による建物及び構築物28,701千円等であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2024年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | 従業員数 (名) |
|--------------------|-------|-------------|---------------|-------|-------------|
| | | 建物 及び構築物 | 工具、器具 及び備品 | 合計 | |
| 本店 (東京都 渋谷区) | 事務所 | 5,434 | 539 | 5,974 | 11 [1] |

- (注) 1. 事務所は賃借物件であり、年間賃借料は合計5,135千円であります。
2. 上記の他、社宅として建物の一部を賃借しており、年間賃借料は合計578千円であります。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
5. 当社は、旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

(2) 国内子会社

2024年12月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | | 従業員数 (名) |
|--------------------|-----------------------------------|-------|-----------------|-------------------|-----------|---------------------------|-----|---------|-------------|
| | | | 建物 及び 構築物 | 工具、 器具及び 備品 | リース 資産 | 土地 (面積m ²) | その他 | 合計 | |
| ㈱RQ リープリ ゾート | 本店及び 白雲荘 (神奈川県足柄 下郡湯河原町) | 旅館施設 | 147,020 | 2,848 | — | 211,500 (20,317.93) | 0 | 361,368 | 10 [2] |
| ㈱RQ リープリ ゾート | 夢十夜 (神奈川県足柄 下郡湯河原町) | 旅館施設 | — | 3,025 | — | [1,080.97] | — | 3,025 | 4 [1] |
| ㈱RQ リープリ ゾート | sen湯河原 (神奈川県足柄 下郡湯河原町) | 旅館施設 | 20,320 | 3,757 | 11,541 | — [2,165.69] | — | 35,619 | 12 [4] |
| ㈱RQ 石和リゾ ート | 本店及び 花水晶 (山梨県 笛吹市) | 旅館施設 | 124,983 | 2,356 | — | 7,700 (3,124.46) | 0 | 135,040 | 4 [9] |

- (注) 1. 旅館施設の一部は賃借物件であり、年間賃借料は合計24,841千円であります。なお、賃借している土地の面積については、〔 〕で外書きしております。
2. 上記の他、駐車場等として土地及び建物の一部を賃借しており、これに係る年間賃借料は合計4,165千円であります。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
5. 当社グループは、旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 連結会計年度末現在発行数(2024年12月31日)(株) | 公表日現在発行数(2025年7月3日)(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|------------------------------|------------------------|----------------------------|-----------|
| 普通株式 | 4,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 非上場 | 単元株式数100株 |
| 計 | 4,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | — | — |

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式35,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(2024年11月5日臨時株主総会及び2024年11月6日取締役会決議)

| | 最近事業年度末現在(2024年12月31日) | 公表日の前月末現在(2025年6月30日) |
|--|--|-----------------------|
| 新株予約権の数(個) | 35,000 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 35,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 350 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2024年11月7日 至 2034年11月5日 ただし、当該契約の日から2年間は行使することができない。 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 350 資本組入額 175 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |

| | | |
|--------------------------|-------|----|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 6 | 同左 |
|--------------------------|-------|----|

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使時において、当社またはその子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者は、新株予約権の割当後、権利行使時までに禁固以上の刑に処せられていないことを要する。

③新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りでない。

④新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付（株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という）の合計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間 1,200 万円、または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当を受けた新株予約権行使しなければならないものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が新株予約権の行使条件①から③に定める規定により新株予約権の行使ができなくなつた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使前に、第三者への当社の内部情報の提供、当社からの協力依頼の拒否、当社の営業活動の抑制等、当社に対して不利益な行動をとったと当社が判断した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、当社株主総会および取締役会決議に定めるところにより、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの契約または計画等に定めるところに従い、本新株予約権者に対して、それぞれの合併等の後に存続する株式会社等の新株予約権が交付されるよう措置することができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減額 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2022年8月8日 (注) 1 | 800 | 1,000 | 40,000 | 50,000 | — | — |
| 2024年11月1日 (注) 2 | 999,000 | 1,000,000 | — | 50,000 | — | — |

(注) 1 有償第三者割当

割当先 小林 豪

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

2 2024年11月1日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は999,000株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年6月30日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 100株) | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) | |
|-----------------|---------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|----------------------|---|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | — | — | — | — | — | — | 2 | 2 | — |
| 所有株式数 (単元) | — | — | — | — | — | — | 10,000 | 10,000 | — |
| 所有株式数 の割合(%) | — | — | — | — | — | — | 100.0 | 100 | — |

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,000,000 | 10,000 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 1,000,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 10,000 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2024年11月5日臨時株主総会及び2024年11月5日取締役会決議）

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 2024年11月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社役員 2 当社従業員 3 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループでは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

配当を実施する場合の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剩余金の配当を行うことを基本方針としております。剩余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であり、中間配当については取締役会であります。なお、当社は定款において、取締役会の決議によって、毎年6月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めております。基準日が第19期事業年度に属する配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり15円の配当（うち中間配当なし）を実施することを決定致しました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金に充当してまいります。

なお、基準日が第19期事業年度に属する剩余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） |
|------------------------|------------|-------------|
| 2025年3月27日 定時株主総会決議 | 15,000 | 15 |

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性4名 女性一名 (役員のうち女性の比率 -%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 報酬 | 所有株式数(株) |
|-------|-----|-------|--------------|--|-------|-------|-----------|
| 代表取締役 | CEO | 小林 豪 | 1975年10月25日生 | 1998年4月 株式会社日本鑑定入社 2000年7月 株式会社LCR国土利用研究所入社 〃 不動産鑑定士登録 2001年12月 株式会社KPMG FAS入社 2006年6月 当社設立 代表取締役CEO就任(現任) 2024年6月 株式会社極楽湯ホールディングス 社外取締役就任(現任) | (注) 3 | (注) 5 | 990,000 |
| 取締役 | CRO | 大迫 智之 | 1980年3月20日生 | 2004年4月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社入社 2008年1月 アビームコンサルティング株式会社入社 2011年1月 税理士法人あすなろ会計入社 2012年10月 ウエーブコンサルティング開業 2023年7月 当社入社 取締役CRO就任(現任) | (注) 3 | (注) 5 | — |
| 取締役 | — | 栗原 俊幸 | 1975年4月25日生 | 2006年12月 みすず監査法人入社 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 2010年7月 公認会計士登録 2014年1月 グラントソントン・マスターズトラスト株式会社(現マスターズトラスト株式会社)入社 2015年4月 株式会社ソリューションデザイン入社 2017年10月 株式会社アプライズ入社 2020年6月 株式会社イメージ・マジック入社 2020年7月 株式会社イメージ・マジック 取締役管理本部長就任(現任) 2023年7月 当社取締役就任(現任) | (注) 3 | (注) 5 | 10,000 |
| 監査役 | — | 新野 篤史 | 1955年6月17日生 | 1979年4月 株式会社日本債券信用銀行入行 2004年6月 あおぞら債権回収株式会社 取締役就任 2006年6月 株式会社アトリウム入社 2008年2月 株式会社アトリウム 執行役員就任 2010年2月 株式会社エー・エム・ファンド・マネジメント 取締役就任 2013年3月 株式会社エー・エム・ファンド・マネジメント 代表取締役就任 2023年10月 当社監査役就任(現任) | (注) 4 | (注) 5 | — |
| 計 | | | | | | | 1,000,000 |

- (注) 1. 取締役栗原俊幸は、社外取締役であります。
2. 監査役新野篤史は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年4月28日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年4月28日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2024年12月期における役員報酬の総額は28,800千円を支給しております。
6. 当社では、執行役員制度を導入しております。取締役兼務を除く執行役員は次のとおりであります。

執行役員CIO

鈴木雅之

執行役員CAO

小口拓朗

執行役員CSO

山口 啓

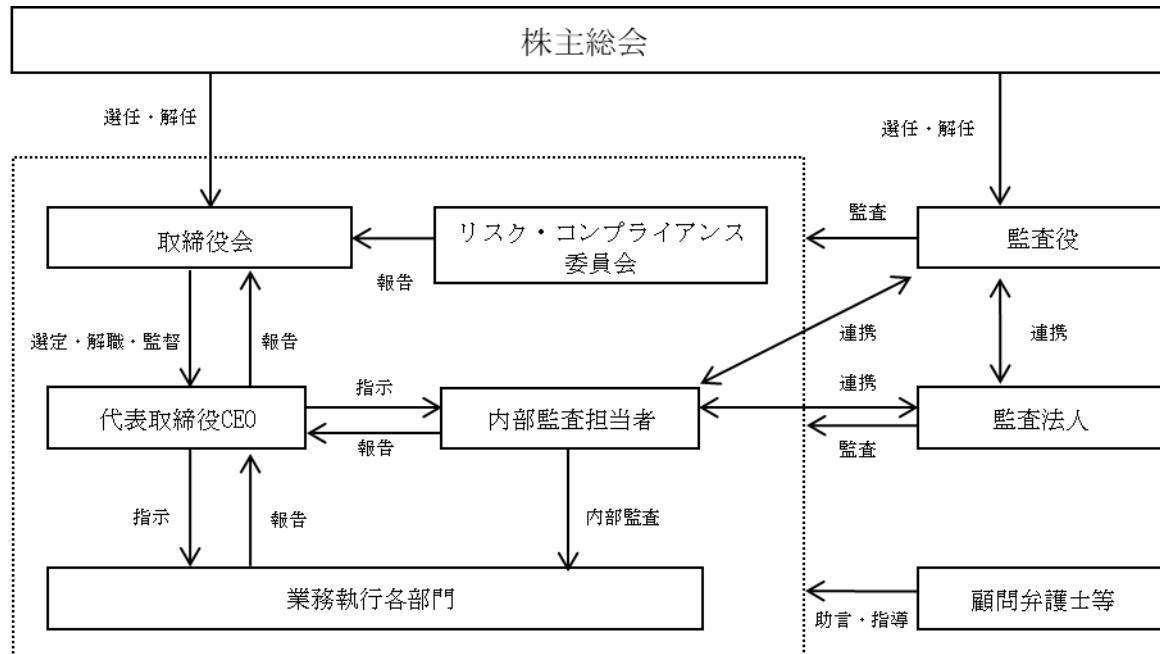
執行役員再生支援部長

吉田 健

7. CROはChief Revenue Officer(最高収益責任者)、CIOはChief Investment Officer(最高投資責任者)、CSOはChief Strategy Officer(最高戦略責任者)、CAOはChief Administrative Officer(最高管理責任者)をそれぞれ略しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとするステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存であります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定期取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名としております。監査役は監査役規程及び会社法等に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監督するとともに、適時必要な意見を述べております。また、監査役は監査法人及び内部監査担当と監査方針等について意見交換を行い、監査の方法や結果について連携を図っております。

ハ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役CEOを委員長とし、取締役、監査役、内部監査担当者、部長職以上及び事務局で構成され、主にリスク管理及びコンプライアンス管理に係る方針、施策の策定や管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。3か月に1回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催しております。

ニ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2024年12月期において監査を執行した公認会計士は富田昌樹氏、寺島洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、リスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を定め、啓蒙活動を行っております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、経営戦略部が主管部署として、業務を監査しております。経営戦略部の監査は経営戦略部以外の者が実施しており、相互に牽制する体制をとっています。内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役CEO及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役CEO及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部門が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっています。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役及び社外監査役は、経営に対する監視、監督機能または監査機能を担っておりまます。当社グループと社外取締役栗原俊幸氏との間には、栗原俊幸氏が当社株式10,000株及び当社

新株予約権10,000個（新株予約権の目的となる株式の数10,000株）を保有しているという資本的関係を除き、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、社外監査役新野篤史氏との間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる役員の 員数（人） |
|---------------|----------------|----------------|----|---------------|-------------------|
| | | 基本報酬 | 賞与 | ストック オプション | |
| 取締役（社外取締役を除く） | 24,000 | 24,000 | — | — | 2 |
| 監査役（社外監査役を除く） | — | — | — | — | — |
| 社外役員 | 4,800 | 4,800 | — | — | 2 |

b. 発行者の役員ごとの連結報酬の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役によりそれぞれ決定しております。

e. 期末現在の人員数は取締役3名、監査役1名であります。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

| 区分 | 最近連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） |
| 発行者 | 10,000 | — |
| 連結子会社 | — | — |
| 計 | 10,000 | — |

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 決算期変更について

2023年10月2日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から12月31日に変更致しました。

これに伴い前連結会計年度は2023年4月1日から2023年12月31日までの9ヶ月間となっております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流动資産 | | |
| 現金及び預金 | 251,349 | 158,468 |
| 売掛金 | 80,907 | 137,746 |
| 商品 | 251 | 203 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,817 | 11,985 |
| 短期貸付金 | 45,000 | — |
| 未収還付法人税等 | — | 979 |
| その他 | 5,344 | 2,701 |
| 流动資産合計 | 390,671 | 312,086 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | ※2 281,791 | ※2 297,759 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 12,768 | 12,526 |
| 土地 | ※2 242,054 | ※2 219,200 |
| リース資産（純額） | 13,811 | 11,541 |
| 建設仮勘定 | 10,000 | — |
| その他（純額） | 143 | 0 |
| 有形固定資産合計 | ※1 560,568 | ※1 541,028 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 787 | 443 |
| ソフトウエア仮勘定 | — | 16,445 |
| その他 | 5,765 | 26 |
| 無形固定資産合計 | 6,552 | 16,915 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社出資金 | — | ※3 18,006 |
| 繰延税金資産 | 2,717 | 1,080 |
| その他 | 25,483 | 25,724 |
| 貸倒引当金 | — | △851 |
| 投資その他の資産合計 | 28,200 | 43,959 |
| 固定資産合計 | 595,321 | 601,902 |
| 資産合計 | 985,993 | 913,988 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 19,164 | 20,815 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | ※2 51,644 | ※2 47,656 |
| リース債務 | 2,497 | 2,497 |
| 未払金 | 30,666 | 29,524 |
| 未払費用 | 32,907 | 42,862 |
| 未払法人税等 | 25,053 | 7,301 |
| 未払消費税等 | 16,560 | 17,161 |
| 契約負債 | - | 144 |
| その他 | 5,566 | 4,999 |
| 流動負債合計 | 184,060 | 172,962 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | ※2 472,768 | ※2 342,674 |
| リース債務 | 12,695 | 10,197 |
| 繰延税金負債 | 39,403 | 38,783 |
| その他 | 28 | - |
| 固定負債合計 | 524,895 | 391,655 |
| 負債合計 | 708,956 | 564,617 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,000 | 50,000 |
| 資本剰余金 | 8,548 | 5,792 |
| 利益剰余金 | 217,744 | 293,578 |
| 株主資本合計 | 276,292 | 349,370 |
| 非支配株主持分 | 744 | - |
| 純資産合計 | 277,036 | 349,370 |
| 負債純資産合計 | 985,993 | 913,988 |

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--------------------|---|---|
| 売上高 | ※1 743,683 | ※1 1,048,158 |
| 営業費用 | ※2 729,326 | ※2 973,803 |
| 営業利益 | 14,357 | 74,355 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 247 | 172 |
| 補助金収入 | 16,745 | 23,752 |
| 賃貸収入 | 691 | 981 |
| 雑収入 | 5,932 | 3,429 |
| 営業外収益合計 | 23,617 | 28,335 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 8,509 | 6,988 |
| 賃貸費用 | 1,155 | 1,516 |
| 雑損失 | 197 | 230 |
| 営業外費用合計 | 9,862 | 8,735 |
| 経常利益 | 28,111 | 93,954 |
| 特別利益 | | |
| 関係会社株式売却益 | 73,630 | 4,000 |
| 特別利益合計 | 73,630 | 4,000 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | ※3 79 | ※3 147 |
| 特別損失合計 | 79 | 147 |
| 税金等調整前当期純利益 | 101,661 | 97,807 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 28,875 | 24,661 |
| 法人税等調整額 | △5,506 | 1,016 |
| 法人税等合計 | 23,368 | 25,677 |
| 当期純利益 | 78,293 | 72,130 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失（△） | △144 | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 78,437 | 72,130 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 当期純利益 | 78,293 | 72,130 |
| 包括利益 | 78,293 | 72,130 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 78,437 | 72,130 |
| 非支配株主に係る包括利益 | △144 | - |

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 非支配株主 持分 | 純資産 合計 |
|-------------------------|--------|-----------|-----------|------------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 株主資本 合計 | | |
| 当期首残高 | 50,000 | - | 139,306 | 189,306 | 8,436 | 197,743 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 78,437 | 78,437 | | 78,437 |
| 連結子会社の増資によ る持分の増減 | | 7,548 | | 7,548 | | 7,548 |
| 連結子会社株式の売却 による持分の増減 | | 1,000 | | 1,000 | | 1,000 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | △7,692 | △7,692 |
| 当期変動額合計 | - | 8,548 | 78,437 | 86,985 | △7,692 | 79,293 |
| 当期末残高 | 50,000 | 8,548 | 217,744 | 276,292 | 744 | 277,036 |

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 非支配株主 持分 | 純資産 合計 |
|-------------------------|--------|-----------|-----------|------------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 株主資本 合計 | | |
| 当期首残高 | 50,000 | 8,548 | 217,744 | 276,292 | 744 | 277,036 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △12,000 | △12,000 | | △12,000 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 72,130 | 72,130 | | 72,130 |
| 連結範囲の変動 | | △1,000 | 15,703 | 14,703 | | 14,703 |
| 連結子会社株式の取得 による持分の増減 | | △1,755 | | △1,755 | | △1,755 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | △744 | △744 |
| 当期変動額合計 | - | △2,755 | 75,834 | 73,078 | △744 | 72,334 |
| 当期末残高 | 50,000 | 5,792 | 293,578 | 349,370 | - | 349,370 |

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 101,661 | 97,807 |
| 減価償却費 | 25,593 | 24,743 |
| のれん償却額 | 5,672 | 1,890 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | - | 851 |
| 受取利息 | △247 | △172 |
| 支払利息 | 8,509 | 6,988 |
| 固定資産除売却損益（△は益） | 79 | 147 |
| 関係会社株式売却損益（△は益） | △73,630 | △4,000 |
| 補助金収入 | △16,745 | △23,752 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | △15,121 | △65,600 |
| 棚卸資産の増減額（△は増加） | △4,490 | △5,640 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 6,071 | 3,484 |
| 契約負債の増減額（△は減少） | - | 144 |
| 未払金の増減額（△は減少） | △9,015 | 3,757 |
| 未払費用の増減額（△は減少） | 9,750 | 13,394 |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | 7,807 | 2,420 |
| その他流動資産の増減額（△は増加） | △1,495 | 1,883 |
| その他流動負債の増減額（△は減少） | 655 | 29 |
| その他 | 480 | 1,621 |
| 小計 | 45,538 | 59,999 |
| 利息の受取額 | 1 | 747 |
| 利息の支払額 | △8,509 | △7,333 |
| 補助金の受取額 | 16,745 | 23,752 |
| 法人税等の還付額 | 4,991 | - |
| 法人税等の支払額 | △9,542 | △43,322 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 49,225 | 33,842 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の売却による収入 | 648 | - |
| 有形固定資産の取得による支出 | △17,849 | △44,726 |
| 無形固定資産の取得による支出 | - | △16,445 |
| 関係会社株式の売却による収入 | 74,530 | - |
| 貸付金の回収による収入 | - | 45,000 |
| 関係会社出資金の払戻による収入 | - | 793 |
| 関係会社出資金の払込による支出 | △281 | △20,421 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出 | - | ※2 △60,390 |
| その他 | △401 | △3,194 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 56,646 | △99,384 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|----------------------------|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（△は減少） | △23,901 | - |
| 長期借入れによる収入 | - | 32,400 |
| 長期借入金の返済による支出 | △31,148 | △42,742 |
| リース債務の返済による支出 | △1,873 | △2,497 |
| 配当金の支払額 | - | △12,000 |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | 1,000 | - |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | - | △2,500 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △55,922 | △27,339 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 49,948 | △92,881 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 201,401 | 251,349 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1 251,349 | ※1 158,468 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社RQリープリゾート

株式会社RQ石和リゾート

(連結の範囲の変更)

連結子会社であった株式会社RQ芦ノ湖リゾートは、当連結会計年度に全株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

全ての関連会社に持分法を適用しております。

持分法を適用した関連会社の数 1組合

関連会社の名称 RQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合

持分法の適用にあたり、投資事業有限責任組合への出資金は、投資事業有限責任組合の最近の財産及び損益の状況に基づき、同組合の純資産持分割合に応じて連結貸借対照表上、関係会社出資金として計上し、また同組合の損益項目の持分相当額を連結損益計算書へ計上しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。なお、当社は前連結会計年度より決算日を3月31日から12月31日に変更したことに伴い、連結決算日が12月31日に変更され、前連結会計年度は2023年4月1日から2023年12月31日までの9ヶ月間の変則決算となっております。従来、決算日が12月31日であった連結子会社の2023年1月1日から2023年3月31までの3ヶ月分の損益は連結損益計算書を通して調整しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

主として、先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～47年

工具、器具及び備品 3～10年

その他 3年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によって計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額により収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりです。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 固定資産の減損

(1) 連結財務諸表に計上した金額

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 有形固定資産の帳簿価額 | 560,568千円 | 541,028千円 |
| 無形固定資産の帳簿価額 | 6,552 | 16,915 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、固定資産の回収可能性の評価にあたり、サービス内容の区分を基礎とし、旅館運営事業用資産については各旅館の相互関連性を考慮して地域ごとの資産グループを一つの独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、又は継続してマイナスとなる見込みである場合、あるいは旅館等の閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

当社グループの固定資産の減損損失の認識にあたっては、減損の兆候が把握された資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローを見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損の兆候判定や認識の要否判定、回収可能価額の算定に用いる将来の営業損益及び将来キャッシュ・フローの見積りは規制環境や旅館等周辺環境の変化等による影響を受けます。特に将来における売上高成長率、売上営業費用率といった主要な仮定には高い不確実性があり、これらに係る予測が当該見積りに重要な影響を及ぼします。

③ 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

実際に発生した営業損益及びキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基盤とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基

本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 111,086千円 | 111,168千円 |

※2 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 建物及び構築物 | 258,990千円 | 271,055千円 |
| 土地 | 116,404 | 93,550 |

担保付債務は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 49,732千円 | 42,696千円 |
| 長期借入金 | 394,680 | 286,464 |

(注) 上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は前連結会計年度末461,000千円、当連結会計年度末389,000千円であります。

※3 関連会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 関係会社出資金 | 一千円 | 18,006千円 |

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|-------|---|---|
| 給料賃金 | 149,720千円 | 211,049千円 |
| 料飲材料費 | 107,198 | 137,573 |
| 支払手数料 | 94,156 | 125,690 |
| 業務委託料 | 84,293 | 123,501 |

※3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|------------|---|---|
| 車両運搬具売却損 | 64千円 | 一千円 |
| 預託金売却損 | 15 | — |
| 建物及び構築物除却損 | — | 147 |
| 合計 | 79 | 147 |

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度末 株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 | 1,000 | — | — | 1,000 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2024年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 12,000 | 12,000 | 2023年12月31日 | 2024年3月28日 |

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度末 株式数 (株) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 (注) | 1,000 | 999,000 | — | 1,000,000 |

(注) 普通株式の発行済株式の増加理由は、2024年11月1日付で普通株式1株を1,000株に分割したことによるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) | | | | 当連結年度末 残高 (千円) |
|------|---------------------------------|----------------|---------------|----|----|----------|-------------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 2024年ストックオプション としての新株 予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| 合計 | | | — | — | — | — | — |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2024年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,000 | 12,000 | 2023年12月31日 | 2024年3月28日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2025年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 15,000 | 15 | 2024年12月31日 | 2025年3月28日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 251,349千円 | 158,468千円 |
| 現金及び現金同等物 | 251,349 | 158,468 |

※2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により連結子会社でなくなった株式会社R Q芦ノ湖リゾートの資産及び負債の主な内訳並びに株式の売却価額と売却による収入（純額）は次のとおりであります。

| | |
|------------------|----------|
| 流動資産 | 74,856千円 |
| 固定資産 | 44,996 |
| 流動負債 | △20,949 |
| 固定負債 | △113,608 |
| 連結除外に伴う資本剰余金の減少額 | △1,000 |
| 連結除外に伴う利益剰余金の増加額 | 15,703 |
| 関係会社株式売却益 | 4,000 |
| 株式の売却価額 | 4,000 |
| 現金及び現金同等物 | △64,390 |
| 差引：売却による支出 | △60,390 |

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投融資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引については、原則行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。また、貸付金は貸付

先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払消費税等、未払法人税等は、その全部が1年以内の支払期日であります。これらの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されております。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び貸付金について、事業部門の営業管理セクション及び管理部門が主要な取引先の状況を常時モニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクについては、管理部門が金利変動状況を適時に把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できないリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------|------------|---------|---------|
| (1) 長期借入金（* 2） | 524,412 | 510,343 | △14,068 |
| (2) リース債務（* 3） | 15,192 | 13,500 | △1,692 |
| 負債計 | 539,604 | 523,843 | △15,761 |

(* 1) 「現金及び預金」「売掛金」「短期貸付金」「買掛金」「未払金」「未払消費税等」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても記載を省略しております。

(* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(* 3) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

当連結会計年度(2024年12月31日)

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|------------|---------|---------|
| (1) 長期借入金 (* 2) | 390,330 | 374,215 | △16,114 |
| (2) リース債務 (* 3) | 12,695 | 11,312 | △1,382 |
| 負債計 | 403,025 | 385,528 | △17,497 |

(* 1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払消費税等」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても記載を省略しております。なお、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資その他これに準ずる事業体への出資については、記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、18,006千円であります。

(* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(* 3) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注 1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 251,349 | — | — | — |
| 売掛金 | 80,907 | — | — | — |
| 短期貸付金 | 45,000 | — | — | — |
| 合計 | 377,257 | — | — | — |

当連結会計年度(2024年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 158,468 | — | — | — |
| 売掛金 | 137,746 | — | — | — |
| 未収還付法人税等 | 979 | — | — | — |
| 合計 | 297,194 | — | — | — |

(注 2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)及びリース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2023年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 51,644 | 59,284 | 63,284 | 63,244 | 82,444 | 204,512 |
| リース債務 | 2,497 | 2,497 | 2,497 | 2,497 | 2,497 | 2,705 |
| 合計 | 54,141 | 61,781 | 65,781 | 65,741 | 84,941 | 207,217 |

当連結会計年度(2024年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 47,656 | 51,656 | 50,406 | 45,188 | 38,576 | 156,848 |
| リース債務 | 2,497 | 2,497 | 2,497 | 2,497 | 2,497 | 208 |
| 合計 | 50,153 | 54,153 | 52,903 | 47,685 | 41,073 | 157,056 |

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年12月31日）

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | - | 510,343 | - | 510,343 |
| リース債務 | - | 13,500 | - | 13,500 |
| 負債計 | - | 523,843 | - | 523,843 |

当連結会計年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | - | 374,215 | - | 374,215 |
| リース債務 | - | 11,312 | - | 11,312 |
| 負債計 | - | 385,528 | - | 385,528 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | |
|-----------------|---|
| 会社名 | 提出会社 |
| 決議年月日 | 2024年11月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 2 当社従業員 3 |
| 株式の種類及び付与数（株） | 普通株式 35,000 |
| 付与日 | 2024年11月7日 |
| 権利確定条件 | 「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | — |
| 権利行使期間 | 自 2024年11月7日 至 2034年11月5日 ただし、当該契約の日から2年間は行使することができない。 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| | |
|-----------|-------------|
| 会社名 | 提出会社 |
| 決議年月日 | 2024年11月 5日 |
| 権利確定前 (株) | |
| 前連結会計年度末 | — |
| 付与 | 35,000 |
| 失効 | — |
| 権利確定 | — |
| 未確定残 | 35,000 |
| 権利確定後 (株) | |
| 前連結会計年度末 | — |
| 権利確定 | — |
| 権利行使 | — |
| 失効 | — |
| 未行使残 | — |

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

| | |
|--------------------|-------------|
| 会社名 | 提出会社 |
| 決議年月日 | 2024年11月 5日 |
| 権利行使価格 (円) | 350 |
| 行使時平均株価 (円) | — |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | — |

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値はDCF法により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 一千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 2,548千円 | 697千円 |
| 未払費用 | 2,752 | 3,256 |
| 未払賞与 | 389 | 536 |
| 資産除去債務 | — | 464 |
| 貸倒引当金 | — | 294 |
| 税務上の繰越欠損金（注）2 | 8,057 | — |
| その他 | 14 | — |
| 繰延税金資産小計 | 13,763 | 5,249 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2 | △6,999 | — |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △373 | △759 |
| 評価性引当額小計（注）1 | △7,373 | △759 |
| 繰延税金資産合計 | 6,389 | 4,490 |
| 繰延税金負債 | | |
| のれん | 634 | — |
| 負ののれん | 248 | — |
| 土地評価差額金 | 42,193 | 42,193 |
| 繰延税金負債合計 | 43,076 | 42,193 |
| 繰延税金負債（△）の純額 | △36,686 | △37,703 |

(注) 1 評価性引当額の変動

評価性引当額が6,614千円減少しておりますが、これは主に、当連結会計年度に株式会社R Q芦ノ湖リゾートを連結除外したことによるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2023年12月31日）

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|----------|
| 税務上の繰越欠損金（a） | — | — | — | — | — | 8,057 | 8,057千円 |
| 評価性引当額 | — | — | — | — | — | △6,999 | △6,999 ツ |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — | — | 1,058 | 1,058 ツ |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

| | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法定実効税率 | 34.59 % | 34.59 % |
| (調整) | | |
| 永久に益金に算入されない項目 | △0.03 | △0.22 |
| 住民税均等割 | 0.32 | 0.33 |
| 法人税額の特別控除 | △2.62 | △3.10 |
| 軽減税率差異 | △1.13 | △2.01 |
| 評価性引当額の増減 | △9.66 | 0.77 |
| 連結子会社との実効税率差異 | △0.24 | △0.37 |
| 持分変動損益 | - | △2.45 |
| その他 | 1.76 | △1.29 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 22.99 | 26.25 |

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、防衛特別法人税が創設されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.59%から35.43%となります。

この税率変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | | |
|--------------------|--|---------|---------|
| | 再生アドバイザリー | 旅館運営 | 合計 |
| 一時点で移転される財又はサービス | 12,013 | 659,416 | 671,430 |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | 72,253 | — | 72,253 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 84,267 | 659,416 | 743,683 |
| 外部顧客への売上高 | 84,267 | 659,416 | 743,683 |

| | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | | |
|--------------------|--|---------|-----------|
| | 再生アドバイザリー | 旅館運営 | 合計 |
| 一時点で移転される財又はサービス | 21,880 | 825,497 | 847,378 |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | 200,780 | — | 200,780 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 222,660 | 825,497 | 1,048,158 |
| 外部顧客への売上高 | 222,660 | 825,497 | 1,048,158 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは旅館ホテル再生事業を行っており、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①再生アドバイザリー

(イ) コンサルティングサービス

当社は旅館・ホテルの再生のための調査業務及びコンサルティング業務を提供しております。調査業務については、顧客との契約に基づき、成果物の納品により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。コンサルティング業務については、顧客との契約における各種サービスの提供期間にわたり主な履行義務が充足されることから、サービス提供期間の経過に応じて収益を認識しております。

(ロ) ファンド運営サービス

当社は無限責任組合員として組成した投資事業有限責任組合を通じて、宿泊業の支援を行っております。当社は投資事業有限責任組合の管理業務を行っており、投資事業有限責任組合契約に基づき、契約期間にわたり継続的に役務提供がなされるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

②旅館運営

連結子会社は旅館の経営及び運営を行っており、宿泊及び食事等並びに付帯するサービスを提供しております。これらサービスについては、顧客は宿泊に関連する一体のサービスから便益を享受するため、食事を含む宿泊に関わる全てのサービス全体が単一の履行義務であ

り、顧客の客室利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、客室利用時点で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における当社グループと顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | |
|---------------|--|--------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 65,785 | 80,907 |
| 契約資産 | — | — |
| 契約負債 | — | — |

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | |
|---------------|--|---------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 80,907 | 137,746 |
| 契約資産 | — | — |
| 契約負債 | — | 144 |

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| サービスごとの情報 | 再生アドバイザリー | 旅館運営 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 84,267 | 659,416 | 743,683 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| サービスごとの情報 | 再生アドバイザリー | 旅館運営 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 222,660 | 825,497 | 1,048,158 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高(千円) | 関連するサービス名 |
|----------------------|---------|-----------|
| RQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合 | 147,097 | 再生アドバイザリー |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|------|--------------------------------|------------|------------------|---------------|-------------------------------|----------------|-------|--------------|-----|------------------|
| 関連会社 | R Q 旅館再生フ アンド投資事業 有限責任組合 | 東京都 渋谷区 | 41.7 億 円 | 投資事業 | 直接1.2 | 当社が無限責任 組合員 | 管理報酬 | 147,097 | 売掛金 | 53,922 |

(注) 1. 議決権の所有割合の箇所に記載の割合は、当社の出資比率であります。

2. 管理報酬については、全組合員で締結した投資事業有限責任組合契約の規定に基づいております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|---|------------------|------------|------------------|---------------|-------------------------------|---------------|-----------------|--------------|-----------|------------------|
| 役員及び 主要株主 | 小林 豪 | — | — | 当社代表取締役 | (被所有) 直接100.0 | 役員からの借入 | 借入金の返済 (注) 1 | 23,901 | 借入金 | — |
| 役員、主 要株主及 び近親者 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社 | 株式会社ロミオ (注) 2 | 東京都 渋谷区 | 20,000 千円 | 不動産賃貸等 | なし | 資金の貸付 | 資金の貸付 (注) 1 | — | 短期貸 付金 | 45,000 |

(注) 1. 資金の貸借については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 当社代表取締役小林豪及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有しております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------------|------------------|------------|------------------|---------------|-------------------------------|---------------|-----------------|--------------|-----------|------------------|
| 役員、主要株主及び近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 株式会社ロミオ (注) 1 | 東京都 渋谷区 | 20,000 千円 | 不動産賃貸等 | なし | 資金の貸付 | 貸付金の回収 (注) 2 | 45,000 | 短期貸 付金 | — |

- (注) 1. 当社代表取締役小林豪及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有しております。
2. 資金の貸借については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------|----------------|-----|------------------|---------------|-------------------------------|--------------------------|----------------|--------------|----|------------------|
| 役員及び 主要株主 | 小林 豪 | — | — | 当社代表取締役 | (被所有) 直接100.0 | 連結子会社の借 入に対する債務 保証 | 被債務保証 (注) 1 | 30,000 | — | — |

- (注) 1. 当社代表取締役小林豪より連結子会社である株式会社RQ石和リゾートの日本政策金融公庫の借入金に対し債務保証を受けております。なお、当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っておりません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------|----------------|-----|------------------|-----------------|-------------------------------|--------------------------|----------------|--------------|----|------------------|
| 連結子会 社の役員 | 木村 昌俊 | — | — | 連結子会社の代 表取締役 | なし | 連結子会社の借 入に対する債務 保証 | 被債務保証 (注) 1 | 30,000 | — | — |

- (注) 1. 連結子会社である株式会社RQ石和リゾートの代表取締役木村昌俊より当子会社の日本政策金融公庫の借入金に対し債務保証を受けております。なお、当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っておりません。

(1 株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|-------------|---|---|
| 1 株当たり純資産額 | 276.29円 | 349.37円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 78.44円 | 72.13円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、前連結会計年度は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
 2. 2024年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--|---|---|
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 78,437 | 72,130 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 78,437 | 72,130 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | — | 新株予約権 35,000個 |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度 (2023年12月31日) | 当連結会計年度 (2024年12月31日) |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 277,036 | 349,370 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 744 | — |
| (うち新株予約権) (千円) | (—) | (—) |
| (うち非支配株主持分) (千円) | (744) | (—) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 276,292 | 349,370 |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 1,000,000 | 1,000,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 51,644 | 47,656 | 1.71 | — |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 2,497 | 2,497 | 3.57 | — |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 472,768 | 342,674 | 1.70 | 2027年5月31日～ 2039年7月31日 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く) | 12,695 | 10,197 | 3.57 | 2030年1月31日 |
| 合計 | 539,604 | 403,025 | — | — |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 51,656 | 50,406 | 45,188 | 38,576 |
| リース債務 | 2,497 | 2,497 | 2,497 | 2,497 |

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

| | |
|-----------------------|---|
| 事業年度 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| 基準日 | 毎年12月31日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年6月30日 毎年12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え (注) 1 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 無料 該当事項はありません。 |
| 単元未満株式の買取り (注) 2、3 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.realq.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- (注) 1. 当社株式は株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が直接取扱います。
3. 当会社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない旨を定款に定めています。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者との氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の発行者との関係等 | 移動後所有者との氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の発行者との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|------------|----------------|-----------|-------------------|----------------|-----------|-----------------|------------|----------------|-----------|
| 2024年11月5日 | 小林豪 | 埼玉県所沢市 | 特別利害関係者（当社の代表取締役） | 栗原俊幸 | 東京都文京区 | 特別利害関係者（当社の取締役） | 普通株式10,000 | 3,500,000(350) | 経営意識向上のため |

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2024年12月31日）から起算して2年前の日（2022年1月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその他の役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 移動価格は、DCF方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権 |
|-------------|--|
| 発行年月日 | 2024年11月 7日 |
| 種類 | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式 35,000株 |
| 発行価格 | 350円 |
| 資本組入額 | 175円 |
| 発行価額の総額 | 12,250,000円 |
| 資本組入額の総額 | 6,125,000円 |
| 発行方法 | 2024年11月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 1 |

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く）、第三者割当による新株予約権の割当を行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。
- ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有。
 - ② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③ その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社グループの場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2024年12月31日であります。
2. 発行価格は、DCF方式を参考として、決定致しました。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、次のとおり
あります。

| | |
|----------------|--|
| | 新株予約権 |
| 行使時の払込金額 | 350円 |
| 行使期間 | 2024年11月7日 2034年11月5日 ただし、当該契約の日から2年間は行使することができない。 |
| 行使の条件 | 「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |

2 【取得者の概況】

新株予約権

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及 び事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と発行者との 関係 |
|----------------|--------|--------------------|-------------|--------------------|------------------------------------|
| 栗原 俊幸 | 東京都文京区 | 会社役員 | 10,000 | 3,500,000 (350) | 特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役) |
| 大迫 智之 | 東京都渋谷区 | 会社役員 | 10,000 | 3,500,000 (350) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 田中 隆典 | 埼玉県所沢市 | 会社員 | 5,000 | 1,750,000 (350) | 当社従業員 |
| 小口 拓朗 | 東京都文京区 | 会社員 | 5,000 | 1,750,000 (350) | 当社執行役員 |
| 山口 啓 | 東京都杉並区 | 会社員 | 5,000 | 1,750,000 (350) | 当社執行役員 |

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------|--------|-----------------------|---------------------|
| 小林豪 (注) 1、2 | 埼玉県所沢市 | 990,000 (-) | 95.65 (-) |
| 栗原俊幸 (注) 2、3 | 東京都文京区 | 20,000 (10,000) | 1.93 (0.97) |
| 大迫智之 (注) 3 | 東京都渋谷区 | 10,000 (10,000) | 0.97 (0.97) |
| 田中隆典 (注) 4 | 埼玉県所沢市 | 5,000 (5,000) | 0.48 (0.48) |
| 小口拓朗 (注) 5 | 東京都文京区 | 5,000 (5,000) | 0.48 (0.48) |
| 山口啓 (注) 5 | 東京都杉並区 | 5,000 (5,000) | 0.48 (0.48) |
| 計 | — | 1,035,000 (35,000) | 100.00 (3.38) |

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役CEO)
 2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 4. 当社の従業員
 5. 当社の執行役員
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社リアルクオリティ
取締役会 御中

監査法人 コスマス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士

富田 邦樹
寺島 洋希

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルクオリティの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルクオリティ及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

他の事項

会社の2023年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

他の記載内容

他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上